

令和 6 年 1 月

葛城市シルバー人材センターご利用の皆様へ

公益社団法人葛城市シルバー人材センター

理事長 池田 隆

令和 6 年度の請負業務にかかるご利用料金について

日頃より、当シルバー人材センターの運営にご理解ご支援をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度の請負業務にかかるご利用料金についてお伝えいたします。

シルバー人材センターが業務を請け負う際、そのご利用料金（請負金額）は、業務実施に必要な就業会員への労働の対価（以下「配分金」といいます。）、材料費・消耗品費・保守料・ごみ処分費などの材料費等及び業務管理に係る事務費を構成要素とし決定します。

まず、配分金の設定にあたっては、地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容とすることを原則としています。奈良県では最低賃金額が引き上げられ令和 5 年 10 月から改定額が適用されているところですが、当シルバー人材センターではそれをもとに令和 6 年度の配分金見積基準額を改定しご利用料金に反映させていただきます。現政府において最低賃金の引き上げは重要な政策決定事項であり、今後も最低賃金額の引き上げが予想されるなか、それに伴い当シルバー人材センターの配分金見積基準額の引き上げも予想されるところです。

次に材料費等ですが、こちらも物価高騰の影響から配分金の 8%相当額から 9%相当額に増額をさせていただきます。

なお、事務費率（配分金の 12%相当額）の改正はございません。

ご利用の皆様方には、料金の値上げとなり大変心苦しいところではございますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後とも皆様にご満足いただけるよう、真心を込めてより一層のサービス向上に会員・職員一丸となって取り組んで参りますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。